

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～25年9月	25年10月～
1級	50,400円	50,050円
2級	33,570円	33,330円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

各手当を受けるためには、認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細につきましては、町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160、告知端末機5-8815)へお問い合わせください。

障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して、特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設及び障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～25年9月	25年10月～
障害児福祉手当	14,280円	14,180円
特別障害者手当	26,260円	26,080円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。



テッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会主催

平成24年度「天塩川フォーラム」のご案内

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会」では、日本で4番目に長く、北海道遺産でもある「天塩川」を基軸として、広域連携・住民連携をコンセプトに、交流人口の拡大を図るため、これまで様々な取組を進めてまいりましたが、今年度の取組の仕上げとして、「天塩川フォーラム」を開催いたします。

フォーラムでは、基調講演として、国土交通省観光庁観光地域振興課の七條牧生課長にご講演いただき、その後、パネルディスカッションにより、天塩川周辺13市町村の魅力について、地域づくりに頑張っておられる方や、この地域に移住された方に、語り合っていただきます。

皆さまと一緒に、天塩川周辺13市町村の魅力について考えていきたいと思っていますので、是非、多くの皆さまのご参加をお願いいたします。

●日 時 平成25年3月13日（水）午後2時～午後5時10分（午後1時30分開場）

●場 所 名寄市 市民会館 大ホール（名寄市大通1丁目 TEL：01654-2-4271）

●基調講演 国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課長 七條牧生さま

（S60京都大学大学院工学研究科修了、S60建設省入省後、外務省在マレイシア日
本国大使館勤務、国土交通省総合政策局総務課事業総括調整官などを歴任し現職）

●パネルディスカッション

コーディネーター：（株）北海道宝島旅行社代表取締役社長 鈴木宏一郎さま

●入 場 料 無 料

■主 催 テッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会

（士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、天塩町、中頓別町、豊富町、幌延町）

■お問い合わせ 協議会事務局 名寄市役所営業戦略室 田畠（01654-3-2111）

